

○湖北環境衛生組合自治振興助成金条例施行規則

〔平成30年4月1日
規則第3号〕

改正 令和3年4月1日 規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、湖北環境衛生組合自治振興助成金条例（平成30年湖北環境衛生組合条例第6号。以下「条例」という。）に基づく助成金の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定め、もって助成金交付に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(助成金の上限)

第2条 条例第2条第1項で定めた地区の助成金の上限は、該当年度予算のうち東府中地区が100分の50、行里川地区が100分の25及び東大橋地区が100分の25とする。

(助成対象経費)

第3条 条例第3条に定める助成事業に係る助成対象経費は、別表のとおりとする。

(助成金交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) その他管理者が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 管理者は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その適否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、助成金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付して、助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更承認)

第6条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく事業計画変更(中止、廃止)承認申請書（様式第3号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成金に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項の規定による申請があつた場合において、管理者がこれを適当と認めるときは、当該申請をした者に対して様式第4号により通知するものとする。

3 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完成しないとき、又は助成事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を管理者に報告し、その指示を受けな

ればならない。

- 4 管理者は、第1項の申請書の提出があった場合、又は前項の報告があった場合には、助成金の交付の決定の内容に変更を生ずるときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は助成金の返還を命ずることができる。

(実績報告)

第7条 助成事業者は、条例第7条による報告をするときは、助成事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。第6条第1項第3号の規定による助成事業の廃止の承認を受けたとき及び助成事業が当該年度に完成しない場合においても、また同様とする。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実施内訳書
- (3) 助成対象経費に係る領収書等
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(助成金の交付金額確定)

第8条 管理者は前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し適合と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、交付助成金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成金は、助成事業者が当該助成事業等が完成した後において交付するものとする。ただし、管理者において特に必要があると認めるときは、助成事業の完成前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

(助成金交付の取消し)

第10条 管理者は、条例第10条に定める事項のほか、助成事業者が助成金を他の用途に使用しその他助成事業等に関して助成金交付金額の確定した内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく管理者の指示若しくは命令に違反したときは、当該助成金の交付の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 助成金交付の取消しによる通知は第7号様式とし、違反の事実があつた場合すみやかに行わなければならない。

(助成金の返還)

第11条 管理者は前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業等の当該取消しに係る部分に関しすでに助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を命ずるものとする。

- 2 前項による命令は第8号様式とし、前条の通知と同時に行わなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条）

助成対象経費	湖北環境衛生組合自治振興助成金条例に基づく助成事業の実施に必要な報償費，旅費，需用費（地区の総会等の会議及び地区住民による奉仕事業の際の飲み物，茶菓子代を含む。），役務費（地区単位で加入する損害保険で，住民本人への補償がないものを含む。），委託料，使用料及び賃借料並びに備品購入費等の経費。ただし，参加賞等住民個人の利益となるような物品等に係る経費及び視察研修の際の宿泊費並びに見学のための入館料等，アルコールを伴う飲食費・懇親会費，慶弔費は，助成対象外とする。
--------	---

ただし，他の補助制度と重複する場合には，当該年度予算の範囲内で，管理者と助成事業者とが協議して決めるものとする。

年 月 日

湖北環境衛生組合管理者 あて

住 所
申請者 名 称
氏 名 印

助成金交付申請書

湖北環境衛生組合自治振興助成金条例施行規則第4条の規定により、助成金の交付について、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金交付申請額（概算）
- 3 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 事業計画書

第 号
年 月 日

申請者 様

湖北環境衛生組合
管理者 印

助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下記事業について、湖北環境衛生組合自治振興助成金
条例施行規則第5条の規定に基づき審査した結果、次のとおり決定したので、同条第2項の規定に
より通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付・不交付の別 （不交付の場合はその理由を併記する。）
- 3 助成金の額（概算） 金 円
- 4 交付の条件
- 5 備考

年 月 日

湖北環境衛生組合管理者 あて

住 所
申請者 名 称
氏 名 印

事業計画変更(中止, 廃止)承認申請書

下記により 年度 事業の事業計画を変更(中止, 廃止)したいので, 湖北環境衛生組合自治振興助成金条例施行規則第6条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

1 補助金交付決定年月日及び番号

年 月 日付第 号

2 変更(中止, 廃止)の理由

3 変更計画の内容

「変更計画の内容」の項は, 事業計画書により変更前と変更後の内容を対比できるように変更後を朱書すること。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

湖北環境衛生組合
管理者 印

事業計画変更(中止, 廃止)承認通知書

年 月 日付第 号で承認申請のあつた 年度 事業について、
これを適当と認めたので、湖北環境衛生組合自治振興助成金条例施行規則第6条第2項の規定によ
り通知します。

年 月 日

湖北環境衛生組合管理者 あて

住 所
助成事業者 名 称
氏 名 印

助成事業実績報告書

年 月 日付助成金交付決定通知書の事業について下記のとおり実施したので，湖北環境衛生組合自治振興助成金条例施行規則第7条の規定により報告します。

記

- 1 収支決算書
- 2 事業実施内訳書
- 3 助成対象経費に係る領収書等の写し
- 4 その他書類

第 号
年 月 日

申請者 様

湖北環境衛生組合
管理者 印

交付助成金額確定通知書

湖北環境衛生組合自治振興助成金条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり交付する助成金額が確定したので通知します。

記

1 助成事業の名称

2 交付確定金額 金 円

第 号
年 月 日

申請者 様

湖北環境衛生組合
管理者 印

助成金交付取消通知書

年 月 日付第 号で交付決定した 年度 助成金について、湖北環境衛生組合自治振興助成金条例施行規則第10条第2項の規定により、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 助成事業の名称

2 取消金額 金 円

3 取消事由

第 号
年 月 日

申請者 様

湖北環境衛生組合
管理者 印

助成金返還命令書

年 月 日付第 号で交付確定した 年度 助成金について、すでに交付した助成金を下記のとおり返還されるよう、湖北環境衛生組合自治振興助成金条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 返還額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日